

別紙様式1
平成17年12月分

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	備考
1	火山地域治山計画 樹立調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月8日	財団法人 林業土木 コンサルタンツ (東京都港区赤坂1-9- 13)	14,324,000	<p>国有林野には多数の活動中の火山が存在している。これらの火山地域では、平成12年に噴火した有珠山や三宅島の火山活動を契機に、関係行政機関等に対し火山地域の観測・研究、情報連絡及び避難態勢の整備と併せ、火山地域における防災対策の強化が求められており、火山性地震、火山噴火に起因する泥流対策等の二次災害防止についての対策強化が重要な課題となっている。</p> <p>一般に火山災害は、被害が広範囲に及びとともに火山活動の長期化が予想されることから、被害状況に応じた工種・工法を研究し、より効果的な防災計画を樹立することが必要となってくる。</p> <p>このため、国有林野に存在する火山のうち、現在活動中又は過去において特に甚大な被害を与えた火山被害の状況、現在までの治山対策(主に施設整備系の事業)及びその効果等を調査・分析し、今後の火山地域における効率的・効果的な治山計画の指標を作成することによって、火山活動による被害の軽減及び二次災害の未然防止等を図るため本調査を実施する。</p> <p>契約の相手方は、治山施設の設計等に専門的な知識を有した森林部門の技術士(森林土木)を全国各地の支所等に配置していることから、国有林を管轄する森林管理局単位で地形、地質、気象等の異なる幅広い情報の収集ができ、かつ検討能力がある。</p> <p>また、泥流や土石流発生等のシュミレーション的な実験等ができる研究所を有し、高度な研究体制が整っており、これまでも治山技術基準等の改正に関する調査実績がある者であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	
2	火山地域治山計画 (植生回復)樹立調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月21日	社団法人 日本森林技 術協会 (東京都千代田区六番 町7番地)	4,776,000	<p>国有林野内の火山地域において、火山活動による荒廃裸地における山腹緑化工の課題として、土壌をはじめとする環境条件の極めて悪い崩壊地に対して、いかに早期かつ確実に植生を回復させるか、そして、植生による地表の浸食防止、表層崩壊防止等の高い防災機能を発揮させるかが、重要な課題となっている。</p> <p>このため、国有林野に存在する火山のうち、現在活動中又は過去において特に甚大な被害を与えた火山被害の状況、現在までの治山対策(主に森林整備系の事業)及び植生回復の過程等を調査・分析し、今後の火山地域における早期かつ効果的な森林整備等による森林回復のための治山計画の指標を作成し、火山活動による被害の軽減及び二次災害の未然防止等を図るため本調査を実施する。</p> <p>契約の相手方は、治山施設の設計等及び森林整備の手法に専門的な知識を有した森林部門の技術士(森林環境・林業・森林土木)を全国各地の事務所等に配置していることから、国有林を管轄する森林管理局単位で地形、地質、気象等の異なる幅広い情報の収集ができ、かつ検討能力がある。</p> <p>また、現在までの治山対策及び植生回復の過程等の分析を行い、今後の早期かつ効率的な森林回復のための治山計画を検討することから、リモートセンシング技術等に精通しており、かつ緑化計画に関する調査実績がある者であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	

	物品等又は役務の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及び所 在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名 及び住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由	備 考
3	国有林GISを活用した希少動植物データベースの構築に関する調査業務	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月1日	社団法人日本森林技術協会 (東京都千代田区六番町7番地)	19,055,465	本事業は、希少動植物に関する知識を国有林の管理経営に活用することとして国有林GISと連携した希少動植物のデータベースを構築する際の情報収集、整理、管理技術の指針及びデータベースの基本構想を策定するものであるが、これまで、このようなデータベース化や、これらにかかる森林GISの活用方法については例がないとともに、技術が確立されていない。 したがって、本業務を行う相手方については、国有林野内における希少種に関する膨大な情報について、その中から情報の質・内容を客観的に判断できる程度の知見を有しているとともに、森林GISを活用した情報処理技術及び国有林GISに関する先導的な知見及び技術が備わっている機関であることが不可欠である。 (社)日本森林技術協会は、森林・林業に関する調査・研究の専門機関であり、希少種に関する多くの調査を行っておりデータを蓄積しているとともに、本事業で必要とされるGISに関する高度な技術・知見を有する唯一の機関である。したがって、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行うものである。	
4	造林請負事業体の就労実態等調査に関する委託調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月12日	全国国有林造林生産業連絡協議会 (東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル6階)	2,205,241	全国国有林造林生産業連絡協議会は、全国の国有林において造林生産業を営む請負事業体により構成される唯一の団体であり、構成員である造林請負事業体の協力が得られ、事業者が持ち合わせている情報や資料を的確かつ迅速に収集することが可能であることから、履行期間の短縮及び経費の節減が可能で、円滑な調査の実施を確保できる唯一の者であり、このため会計法第29条の3第4項に該当するため。	

備 考

- (1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。